

鳥取県立米子南高等学校いじめ防止基本方針

鳥取県立米子南高等学校

はじめに

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）は平成 25 年 6 月に制定、同年 9 月 28 日に施行され、鳥取県においては、この法を受け「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」が定められた（平成 29 年 7 月改訂）。本基本方針を受け、鳥取県立米子南高等学校（以下、「米子南高校」）では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組む中で、学びの質を高めながら心豊かに成長していくことができるよう、学校、家庭、地域社会その他の関係者の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的方針を定めるものとする。

1 いじめの定義

いじめは、生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
法第 2 条 1 項より

※「一定の人的関係にある他の生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係にある生徒を指す。

※「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは具体的に以下のような行為を指す。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめに対する基本的な認識

（１）いじめの理解

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

（２）いじめ防止への取組

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。

（３）組織的な対応

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

(4) 積極的ないじめの認知への考え方

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持つ必要がある。

生徒の被害性に着目し積極的にいじめを認知（特定の教職員が行わず米子南高校いじめ対策委員会が行う）することで、早期に組織で対応することができ、深刻・重大ないじめにつながることを防ぐことができる。

(5) 生徒のいじめ問題への理解

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。全ての生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切である。

(6) 保護者・家庭における認識

保護者は、子どもへの教育の第一義的責任を有する。その保護する生徒がいじめを行うことがないように、生徒に対し規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努めるものとする。

また、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するものとする。

(7) 学校関係者と地域、家庭との連携

いじめの防止や解決には、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すための学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。より多くの大人が悩みや相談を受け止めることができるように、それぞれの立場からその役割と責任を自覚し、連携・協働する体制づくりを行うこととする。

(8) 大人が子どもに与える影響

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、また異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに悪い影響を与えることを考え、大人の「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠である。

3 いじめに対する取組・対応

(1) いじめ対策委員会の設置

ア 目 的

法第 22 条の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置（いじめの未然防止、早期発見、早期対応・事案対応等）として、「いじめ対策委員会」を設置する。

イ 構 成

校長、教頭、主幹教諭、生徒支援部部長（いじめ対策担当：生徒指導主事）、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、各学年主任、当該担任

※必要に応じて、養護教諭、当該部活動顧問、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係者等が加わる。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(2) 未然防止の取組

ア 配慮が必要な生徒への日頃からの対応

配慮・支援等が必要な生徒について、特別支援教育委員会や学年別情報交換会などを通して教職員がその状況を十分に理解し、細心の注意を払って対応する。

イ きめ細かな教育相談体制の構築

教育相談担当教員、特別支援教育担当教員を中心として、「気になる生徒」の情報収集、「配慮を要する生徒」の個別の指導計画の策定、関係機関との連携等により教育相談体制を充実させる。

ウ 教職員研修の実施

エンカウンター研修会、ハイパーQ U職員研修会、特別支援教育教職員研修会、人権教育教職員研修会、学年別情報交換会等の開催を通して、指導スキルの向上と指導方法の統一を図る。

エ インターネット上のいじめの防止

専門家による生徒対象の情報モラルに関する講演会等を開催し、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、情報モラルの向上を図る。

(3) 早期発見

ア 定期的調査の実施等による実態把握

4月(2・3年生のみ)・7月・12月に「高校生活アンケート」を実施、4月・10月に面接週間を設定、6月・11月に「ハイパーQ U」を実施・分析するとともに、年3回程度実施する学年別情報交換会や毎週開催する学年担任会等をとおして実態を把握し、いじめの有無を確認する。

(4) 早期対応・事案対応

ア いじめの情報を学校が把握した場合の初期対応

速やかに関係生徒から事情聴取を行い、いじめの有無等の事実確認を行う。いじめの事実を確認した際は、いじめを行った生徒に対して効果的な指導を行い、いじめをやめさせる。

イ いじめを受けた生徒及びその保護者への対応

いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、継続的に教育相談等の支援を行い、安心して学校で教育を受けることができるよう必要な措置を行う。また、保護者に対し、いじめの経緯を説明し、いじめを行った生徒への指導等について理解を得て、いじめの解消に取り組む。

ウ いじめを行った生徒及びその保護者への対応

いじめ事案は生徒指導事案として取扱い、生徒指導に関する規定に基づき家庭謹慎等の必要な指導または鳥取県立高等学校学則第31条に規定する懲戒を加える。また、保護者に対し、いじめの経緯を説明し、場合によっては、いじめを受けた生徒及びその保護者への謝罪を促す等の助言を行う。

エ 犯罪行為として扱うべきいじめ

犯罪行為として取り扱われるべきいじめと認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。

オ 報告

いじめが発生した場合は、速やかに鳥取県教育委員会事務局高等学校課に報告するものとする。

4 重大事態への対処等

(1) 重大事態の定義

重大事態の定義は、法第 28 条第 1 項各号の規定による。

(2) 重大事態に対応する組織

重大事態に対応する組織は、「いじめ対策委員会」とする。

(3) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査

いじめ対策委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、法第 28 条第 2 項の規定により、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

(4) 重大事態への対処

重大事態への対処は、「3 の (4) 早期対応・事案対応」に準ずる。なお、「3 の (4) のオ 報告」については、法第 30 条第 1 項の規定により、鳥取県教育委員会を通じて、知事に報告するものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- 3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第 30 条 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第 2 項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第 2 項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

5 附則 この基本方針は、令和 5 年 7 月 18 日から施行する。

この基本方針は、令和 6 年 4 月 1 日に一部改正。